

京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定実施要領(以下「要領」という。)第8条第1項第2号の規定に基づき、簡易公募型プロポーザル方式により業務受託候補者の選定を行いますので、次のとおり公募します。

平成25年10月25日

京都市長 門川 大作

1 業務内容

(1) 業務名称

「平成の京町家」プロモーション映像制作業務委託

(2) 履行期限

契約の日から平成26年3月31日まで

(3) 成果物納品場所

京都市都市計画局住宅室住宅政策課

2 業務内容等説明書の交付期間、交付場所及び交付方法

次の各号に定める期間及び場所において、業務内容等説明書を交付する。

(1) 交付期間

公告の日から平成25年11月1日(金)までとする。ただし、京都市の休日定める条例第1条に規定する本市の休日(以下「休日」という。)を除く。

なお、交付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(2) 交付場所

ア 郵便番号 604-8571

イ 住所 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地(北庁舎5階)

ウ 交付者 京都市都市計画局住宅室住宅政策課 「平成の京町家」担当

エ 電話番号 075-222-3666

(3) 交付方法

交付方法は手渡しとし、これ以外の方法(郵送、FAX、電子メール等)による交付は行わない。

3 受託候補者に求める資格

次の各号に掲げる事項のすべてを満たしていること。

- (1) 京都市契約事務規則第 2 2 条第 2 項に規定する指名競争入札有資格者名簿に登録している者であること。
- (2) 参加表明の期限から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第 2 9 条第 1 項の規定に基づく競争入札参加停止を受けていないこと。
- (3) 当該業務と同種又は類似の業務について、受託実績があること。ただし、過去 3 年以内（平成 2 2 年度から平成 2 4 年度まで）に業務を完了したものに限る。

同種の業務：建築物に係るプロモーション映像制作に関する業務

類似の業務：国・地方公共団体（これらに準じる組織を含む。）から受託した映像制作に関する業務

4 参加希望申出書の提出期限、提出場所及び提出方法

本件プロポーザルに参加を希望する者は、次の各号に基づき参加希望申出書等を提出すること。

(1) 提出書類

提出に当たっては、各様式に記載された注意書きに十分留意し、作成すること。

ア 参加希望申出書（要領第 1 号様式）

イ 業務実績調書（要領第 2 号様式）

ウ 配置技術者調書（要領第 3 号様式）

(2) 提出期限

平成 2 5 年 1 1 月 1 日（金）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までを除く。

(3) 提出場所

2 の（ 2 ）と同じとする。

(4) 提出方法

持参又は郵送するものとし、これ以外の方法（ F A X ，電子メール等）による提出は受理しない。郵送による場合は、提出期限までに確実に配達される手段を採り、期限までに配達されたことを電話にて確認すること。

提出部数は 1 0 部とし、9 部は左上 1 箇所にホッチキス留め、1 部はクリップ留め

とする。

5 受託候補者としての資格を確認した結果についての通知及びその理由

(1) 資格の確認結果の通知方法及びその時期

確認結果は、4の(1)に掲げる書類を受領した日から休日を除く7日以内に、書面により参加希望申出書の提出者に通知する。

(2) 資格がないと認めた理由の説明

参加希望申出書の提出者は、(1)の通知を受領した日から休日を除く5日以内に書面により、資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く5日以内に書面により行う。

6 企画提案書の提出期限、提出先及び提出方法

上記5の手続により、当該業務に係る受託候補者としての資格の確認を受け、資格を有する旨の通知を受けた者は、次の各号に基づき、必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

企画提案書等（要領第4号様式から第7号様式まで）

見積書（要領第8号様式）

(2) 提案事項

幅広い世代の市民へ「平成の京町家」の名称や魅力を周知することができるようなプロモーション映像の企画、及び作成するプロモーション映像の効果的な配信・放映手法の提案

(3) 提出期限

平成25年11月20日（水）までとする。

なお、受付を行う時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

(4) 提出場所

2の(2)と同じとする。

(5) 提出方法

持参するものとし、これ以外の方法（郵送、FAX、電子メール等）による提出は受理しない。

提出部数は、企画提案書等10部（うち9部は左上1箇所にホッチキス留め、1部はクリップ留め）、見積書1通とする。

7 受託候補者の選定方法及び基準

(1) 選定方法

受託候補者の選定は、京都市都市計画局住宅室業務受託候補者選定委員会において、提出された企画提案書により行う。なお、受託候補者としての資格を有する者が1者の場合は、本件プロポーザルは不成立とする。

(2) 評価項目

ア 配置技術者の資格及び実績等

(ア) プロデューサーの過去3年間の同種又は類似実績

(イ) プロデューサーの手持業務の件数

(ウ) ディレクターの過去3年間の同種又は類似実績

(エ) ディレクターの手持業務の件数

(オ) 担当者の過去3年間の同種又は類似実績

(カ) 担当者の手持業務の件数

イ 業務実施方針等

(ア) 業務の理解度

(イ) 業務実施方針の妥当性

(ウ) 業務実施手法の妥当性

ウ 提案事項等

(ア) 映像制作に係る提案の的確性

(イ) 映像制作に係る提案の独創性

(ウ) 「平成の京町家」のテーマの表現力

a 「住み応え」

b 「住み継ぐ」

c 「まちに住む」

(エ) 映像制作に係る提案の成果達成の期待度・実現性

(オ) 映像配信・放映手法に係る提案の的確性

エ 見積価格

8 受託候補者の選定結果の通知方法及びその時期

(1) 通知の方法

選定結果については、6により企画提案書を提出したのに対し、平成25年11月28日(木)までに、書面により通知する。

(2) 選定されなかった理由の説明

(1)の通知を受領した日から休日を除く7日以内に書面により、選定されなかった理由について説明を求めることができる。これに対する回答は、説明を求める書面を受領した日から休日を除く7日以内に書面により行う。

9 その他

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(都市計画局住宅室住宅政策課)